

重要事項説明書

（社会福祉法人えのき会 幼保連携型認定こども園 三京えのきこども園）

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年 9 月第 39 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり説明します。

1 施設の概要

（1）設置者

名称	長崎市
住所	長崎市三京町 805 番地
電話番号	電話 095-850-5148 FAX 095-850-5198
代表者	理事長 榎田 伸子

（2）施設

名称	社会福祉法人えのき会 幼保連携型認定こども園 三京えのきこども園		
住所	長崎市三京町 805 番地		
電話番号	電話 095-850-5148 FAX 095-850-5198		
施設長	園長 榎田 加奈子		
対象児童	子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項各号に掲げる 小学校就学前子どもとする。 (1 号・新 2 号・新 3 号、2 号及び 3 号認定子ども)		
定員	1 号・新 2 号・新 3 号認定 15 名 2 号認定 53 名 3 号認定 27 名		
開設年月日	平成 31 年 4 月 1 日		
敷地	敷地全体	1137.3m ²	
	園庭	563.44m ²	
園舎	構造	(本館) 鉄筋コンクリート 3F (新館) 軽量鉄骨造り 2F	
	延べ面積	556.28m ²	
	保育室等	乳児室 0 歳児	16.48m ²
		ほふく室 1 歳児	42.78m ²
		保育室 2 歳児	43.78m ²
3 歳児			47.51m ²
4 歳児			49.50m ²
5 歳児	49.50m ²		
その他	医務室、便所、調理室、事務室		

2 施設の目的・運営方針

事業の目的及び運営方針	<p>【幼保連携型認定こども園】</p> <p>当園では、幼児期における教育・保育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを位置付け、保育理念、教育・保育方針に基づき、幼児教育・保育を一体的に行うことを目的とします。</p> <p>【地域子育て支援拠点事業】</p> <p>児童福祉法第6条3第6項に基づき、市町村が実施する事業について、委託を受けて、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことを目的とします。</p>
-------------	--

3 保育・教育に関して

保育・教育理念	<ul style="list-style-type: none"> ・表現活動を保育の中心に据え、表現活動による人間教育を行う。 ・自然とゆたかな出会いの中で、生きる力を育てる。 ・集団の中で、かしこく、やさしく、しなやかに、たくましく、生きていく力を育てる。 ・子どもの知力は、生活（遊び）の中で育み、ほんものの知力を育てる。 ・保育者と父母が育ち合う場として、また信頼関係を築き保護者のよきアドバイザーとなる。
教育及び保育のねらい・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・表現活動（造形・音楽・リズム・演劇等）を保育の中心にする。 ・障がいを持った子ども、外国の子ども達も、健常児との違和感のないインクルーシブル保育をすすめる。 ・自然との触れ合いを大切にして、感性豊かな子どもを育てたい。 ・年間行事もマンネリ化しないように、常に創造的な行事でありたい。 ・年間、月間計画は、子どもの側にたった生きた計画、発達を考慮した創造的な教育、保育内容を計画する。
食育	<ul style="list-style-type: none"> ・本園の給食は、自園調理により提供し、献立を立て必要な給与栄養目標量を確認しつつ、発達段階、健康状態、嗜好等に十分配慮し、かつ、アレルギー、アトピー等にも配慮した内容とする。 ・食を通じ、子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて、野菜づくりを体験し、収穫物を調理して、味わう楽しさから食の体験を豊富にし、食べる意欲につなげる。

4 職員の配置状況

職種	職務内容	人数	正規職員	非正規職員
園長	所属職員及び業務の管理を一元化に行い、職員に対し法令などを遵守させるため必要な指令命令を行うとともに、利用児童を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1	1	
副園長	園長を助け、命を受け職務をつかさどる。また園長が欠けたときはその職務を行う。	1	1	
主幹保育教諭 副主幹保育教諭	教育・保育内容と園運営について職員を統括し、園長を補佐し、地域との連携を図るとともに、教育・保育計画と記録・評価について全体を管理する。	1 1	2	
保育教諭	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡などの業務を行う。	9	3	6
子育て支援員	保育教諭の職務を助ける。	3		3
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	1		1
管理栄養士	園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。	2	1	1
事務員	こども園運営の事務、管理、経理、書類作成、その他の業務を行う。	2	1	1
バス運転及び用務	スクールバス運転士、園児の送迎業務に従事する。また園の諸用務に従事する。	2		2
学校医	学校医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22条に基づいて、技術及び指導に従事する。	1		1
学校歯科医	学校歯科医は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第23条に基づいて、技術及び指導に従事する。	1		1
学校薬剤師	学校薬剤師は、本園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則24条にも続いて、技術及び指導に従事する。	1		1
美術教諭	0.1.2.3.4.5歳児の園児に造形の指導を行う。	1	1	
用務	室内外における用務に従事する。	1		1
クリーニングスタッフ	室内外における清掃に従事する	1		1

※教員の員数は、園児数等により変動することがあります。

【勤務体制】

職種	勤務時間帯		
園長	9:00	～	17:00
副園長	9:00	～	17:00
保育教諭 A	7:15	～	16:15
保育教諭 B	7:30	～	16:30
保育教諭 C	8:00	～	17:00
保育教諭 D	8:15	～	13:30
保育教諭 E	8:30	～	17:30
保育教諭 F	9:00	～	17:30
保育教諭 G	9:00	～	13:30
保育教諭 H	9:30	～	18:30
その他 勤務時間	9:30	～	17:30
	8:00		16:30
	8:00	～	16:00

5 保育を提供する日

開園日	月曜日から金曜日	土曜日
開園時間	7:30～18:30	7:30～18:30
休園日	日曜日、国民の祝日、国民の休日、12月29日から1月3日 ※これに加え1号認定及び新2・新3号認定の方は 毎週土曜日および8月13日～15日もお休みとなります。	
休園日等について	台風などで警報が発令された時や、災害その他緊迫の事情がある 時、伝染病・感染症が発生した場合は、自宅待機又は小学校に準 じ登園自粛・早めのお迎えとなります。	

※ 1号認定の方においては、小学校に準じ休園になります。

6 教育・保育を提供する時間

保育標準時間認定 2号・3号認定	保育標準時間	7:30～18:30
	時間外保育時間	18:30～19:30 (延長保育)
保育短時間認定 2号・3号認定	保育時間	8:30～16:30
	時間外保育時間	7:30～ 8:30 (延長保育)
		16:30～19:30 (延長保育)
教育標準時間認定 1号認定	教育標準時間	9:00～13:00
	時間外保育時間	7:30～ 9:00 (延長保育)
		13:00～17:00 (預かり保育)
		17:00～19:30 (延長保育)
教育標準時間認定 新2・新3号認定	教育標準時間	9:00～13:00
	時間外保育時間	7:30～ 9:00 (延長保育)
		13:00～17:00 (預かり保育)
		17:00～19:30 (延長保育)

※原則的な保育時間は8時間です。保護者が現に必要とする時間での利用をお願い致し

ます。

※安全面を考慮し、保護者（父母）以外の方がお迎えの場合は、てつなぎ又はお電話にて氏名とお子様との関係をお知らせ下さい。ご連絡がない場合は、園よりご連絡して確認させていただきます。ご了承ください。

7 食事の提供方法等について

(1) 食事の提供方法

自園調理とします。(全年齢完全給食です。)

(2) 給食費

0・1・2 歳児 (2 歳児 1 年間) は保育料に含まれています。

3・4・5 歳児 (2 号認定) は、給食費として毎月 7,800 円をお支払い頂きます。

3・4・5 歳児 (1 号認定) は、給食費として毎月 5,800 円をお支払い頂きます。

満 3 歳児 (新 3 号認定) 及び 3・4・5 歳児 (新 2 号認定) は、給食費として、毎月 6,800 円お支払い頂きます。

徴収方法として口座振替といたします。

また金額については、物価変動によって価格の改定をすることがあります。

(3) 食事の提供を行う日

・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

・お弁当の日として、第 1 土曜日 (変更の場合もあり) ・お盆などお弁当の持参をお願いしております。

・毎月、献立表を配布しますので、ご家庭での食事にもご活用ください。

(5) アレルギー対応状況

・アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による生活管理、指導票、診断書などの提出が必要です。

・除去食及び代替食に対応しています。

(6) その他衛生管理等

・大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

・日々の健康管理、確認及び検便検査 (毎月 1 回) による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

・調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

8 保育料および預かり保育料・延長保育料、その他実費費用について

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担 (保育料)

対象児童	支払方法
1 号認定	保育料のお支払いは必要ありません。(保育料無償化対象)
2 号認定	保育料のお支払いは必要ありません。(保育料無償化対象)
新 2 号 新 3 号 認定	保育料のお支払いは必要ありません。(保育料無償化対象)

3号認定	園の方へお支払いをして頂きます。 徴収方法として口座振替と致します。領収書は、通帳の記帳をもってかえさせていただきます。(毎月25日引落) ※3歳を迎えて2号認定へ変更になっても、3歳になって最初の3月31日までは、3号認定の保育料となります。
------	--

徴収方法として口座振替といたします。

※ 十八親和銀行の口座開設をお願いいたします。

(2) 預かり保育料及び延長保育料

対象児童	利用時間	金額
2号認定子ども	(短時間)延長保育 7:30~8:30	1時間につき 300円
	(標準)延長保育 18:30~19:30	1時間につき 300円
	(短時間)延長保育 16:30~19:30	1時間につき 300円
3号認定子ども	(短時間)延長保育 7:30~8:30	1時間につき 300円
	(標準)延長保育 18:30~19:30	1時間につき 300円
	(短時間)延長保育 16:30~19:30	1時間につき 300円
1号認定子ども	延長保育 7:30~ 9:00	1時間につき 300円
	預かり保育 13:00~17:00	1日につき 450円 月額 9,000円
	延長保育 17:00~19:30	1時間につき 300円
新2号認定子ども	延長保育 7:30~ 9:00	1時間につき 300円
	預かり保育 13:00~17:00	※2 月額 0円
	延長保育 17:00~19:30	1時間につき 300円
新3号認定子ども	延長保育 7:30~ 9:00	1時間につき 300円
	預かり保育 13:00~17:00	1日につき 450円 ※3 月額 9,000円
	延長保育 17:00~19:30	1時間につき 300円

料金が発生した際に利用の都度、翌日初めに請求書を発行しますので、雑費袋にて現金で徴収いたしますので必ずお支払いください。

1号認定子どもの預かり保育料は、月末に納入袋配布後、翌月10日までに納入袋への収納とし、担当者の押印をもって領収印と致します。

- ※1 開園時間を超えるお預かりはできませんので、ご了承下さい。
- ※2 保育の必要性があるので、無償化の対象となりお支払いは必要ありません。
- ※3 また新3号認定において、非課税世帯の場合は、無償化となりますが、課税世帯については長崎市独自の補助制度として、上限3,000円までの補助があります。
- ※4 年度途中でも価格の変動があると思われます。ご了承下さい。

(3) 野外活動費について

毎月1回お弁当の日や天候の良い日などに、『野外活動』をいたします。遠出のお散歩の時にもバスを利用いたしますので、ご了承下さいませ。

きょうだい児の上のお子さんは1,800円、

下のお子さん方は1,200円

となっております。徴収方法として、口座振替とさせていただきます。

※1歳児から5歳児を対象にお支払いいただきます。

(4) その他諸経費

- 1 行事等の費用については、事前に保護者の方へ案内をした上で徴収いたします。
- 2 野外活動・給食費・保育料などの口座振替などの事務手数料など諸経費として、口座振替1回につき150円を合わせて徴収いたします。

(5) その他実費に係る利用者負担等

また(1)に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用を実費負担していただきます。

項目	内容	金額
保険加入代	独立行政法人 日本スポーツ振興センター	240円
行事に係る費用	お泊り保育・観劇会等	実費に要した経費

※ 随時、園長が指定しますので、当園へ現金にてお支払いください。

※保険料に関しては、変動する場合がありますので、詳しくは日本スポーツ振興センターのHPをご覧ください。

9 認定変更及び利用の終了について

- ① 以下の場合には教育・保育の提供を終了します。
 - ・利用児童が小学校に就学したとき
 - ・児童の保護者が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - ・その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- ② 下記の場合認定の変更の手続きが必要です。その場合必ず園へご連絡下さい。
 - ・退職及び求職や勤務先の変更
 - ・産休、育休開始及び育休終了
 - ・住所変更、家庭環境の変化

10 一時保育預りについて

諸事情により離職をしたり、支給認定有効期間が終了し、次の認定を待つまでの間お預かりする保育

①時間 8時30分～16時30分

②料金詳細

- ・1、2歳クラス 1日 3,000円 又は、1時間 450円
- ・3、4、5歳クラス 1日 1,800円 又は、1時間 450円
- ・3、4、5歳給食費 1日 320円
- ・園バス利用の場合 1日 100円
- ・一時保育保険料 月額 140円

③利用料金徴収方法

登園毎に、当日徴収袋にて園へお支払いください。

※行事当日やクラスの人数、本人の体調が悪かったり、園内で流行性の病気が流行っている時などの事情により、お受けできないことがあります。

11 嘱託医等

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関名	医療法人 わたなべ小児科医院
院長名	渡辺 聡
所在地	長崎市滑石3丁目7-4
電話番号	095-857-7311

(2) 歯科

医療機関名	かわさき歯科医院
院長名	川崎 信行
所在地	長崎市京泊2丁目5番18号 新長ビル1F
電話番号	095-850-1717

(3) 薬剤師

医療機関名	京泊薬局
薬剤師名	岩下 淳二
所在地	長崎市京泊3-30-30
電話番号	095-850-5320

12 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合は、近隣の医療機関及び保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。
なお、緊急連絡先等へ連絡がつかなかった場合は、当園の嘱託医に受診することがあります。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

次のとおり、要望・苦情に係る窓口を設置しています。

当園における 相談窓口	受付担当者	榎田 伸子 増田 詩織
	利用時間	9:00~17:00
	電話番号	095-850-5148
	FAX	095-850-5198
第三者委員	山口 勉	電話番号 095-843-3570
	伊東 博隆	電話番号 095-879-2910

※窓口のほかに、園内に要望・苦情に係る「意見箱」を設置しております。

14 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・屋外避難スロープ 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・防犯カメラ 有 ・非常警報装置 有 ・玄関門電子錠 有
避難・消火訓練	毎月1回 <ul style="list-style-type: none"> ・火災訓練（紙芝居・絵本・避難講話） ・消防士を呼んで消火訓練
不審者訓練	年1回以上

※避難経路および緊急避難場所 別紙2・3

15 利用者に対する保険等

A 保険の種類	日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」
B 保険の内容	施設の管理下での災害に対する給付
C 保険金額	240円（年額）保護者負担 平成31年度参考

A 保険の種類	全国私保連保険
B 保険の内容	保険の内容は同じ
C 保険金額	全額園負担

16 その他の留意事項

保護者の方が退職、求職、転職等変更があった場合や、産休、育休を取得される場合は、手続きが必要となりますので、必ず担任又は事務までご連絡ください。

※児童家庭状況変更届（園用）をお渡しします。

令和31年4月1日 改訂

令和4年4月1日 改訂

令和5年4月1日 改訂

令和6年4月1日 改訂

令和7年4月1日 改訂

同意書

社会福祉法人えのき会

幼保連携型認定こども園 三京えのきこども園

当園における保育の提供を開始する当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

こども園名 幼保連携型認定こども園 三京えのきこども園

説明者職名 園長 榎田 加奈子

私は、本書面に基づいて三京えのきこども園の利用に当たって重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

児童氏名

保護者住所

保護者氏名

児童から見た続柄（ ）

印